

1-2. 生物多様性条約第 10 回締約国会議－名古屋議定書への道

はじめに

2006 年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約 (CBD) の第 8 回締約国会議 (COP8)において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度 (ABS-IR) についての作業を、2010 年の COP10 までに完了させることが決定され、また、2008 年にドイツ・ボンで開催された COP9 では、COP10 までに 3 回の技術専門家会合、3 回の作業部会 (ABS-WG7~9) を開催するという工程表 (ロードマップ) が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合 (2008 年 12 月、ナミビア・ウイントフック)、「遵守」に関する技術専門家会合 (2009 年 1 月、東京)、及び、「伝統的知識」に関する技術専門家会合 (2009 年 6 月、インド・ハイデラバード) がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IR に関する議論の参考として、ABS 作業部会へ提出された。

2009 年 4 月にフランス・パリで開催された ABS-WG7 では、ABS-IR のオペレーションナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブレケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。また、2009 年 11 月にカナダ・モントリオールで開催された ABS-WG8 では、ABS-WG7 で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「(法的) 性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。その結果、ABS-IR の各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関する伝統的知識、能力—）について、約 3,800 のブレケットがついた全 61 頁に及ぶオペレーションナル・テキスト「モントリオール附属書」(附属書 I) が完成した。さらに、議論を加速するために、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間に 2 つの会期間会合、即ち、「共同議長の友 (Friends of the Co-Chairs)」会合 (2010 年 1 月 26~29 日、カナダ・モントリオール) と「共同議長による非公式地域間協議 (Co-Chairs Informal Interregional Consultations)」会合 (2010 年 3 月 16~18 日、コロンビア・カリ) が開催された。こうして、ABS-IR の交渉は、COP10 での議定書の採択をも視野に入れながら、最終局面を迎えた。

1. アクセスと利益配分に関する第 9 回作業部会 (ABS-WG9) 会合

アクセスと利益配分に関する第 9 回作業部会 (ABS-WG9) 会合は、2010 年 3 月 22~28 日に、コロンビア・カリで開催された。また、本会合に先立ち、3 月 20~21 日には、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。本会合が COP10 までの最終交渉の場であるとされていたことから、我が国政府からは 30 名近くが参加し¹、また、NHK も取材に入った。

¹ 外務省・地球環境課・水野政義課長、大隈洋企画官、鍋島徳子課長補佐、環境省・自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授、農林水産省・環境バイオマス政策課・西郷正道課長、荒木廉紀企画官、佐藤大輔係長、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・八木橋史子係長、農業生物資源研究所・河瀬眞琴ジーンバンク長、文部科学省・ライフサイエンス課・本間善之企画官、筑波大学・遺伝子実験センター・渡邊和男教授、経済産業省・生物化学産業課・荒木由紀子課

非公式協議に入る直前の3月19日に、共同議長による非公式地域間協議（3月16～18日）の結果を踏まえて、共同議長は「議長テキスト」（ノン・ペーパー）を公表し、非公式協議では本議長テキストをベースに作業部会での議論のベースとすることで合意に至った。作業部会では、議長テキストに対して、各国がそれぞれ主要論点（アクセス、利益配分、遵守、適用範囲等）に対する意見を表明し、共同議長は4つのコンタクト・グループを設置し、主要論点について意見の集約を求めた。これに基づき、3月25日に、共同議長は「議長テキスト」の改訂版を配布し、交渉形式²による議論が継続されたが、議論の進め方、改訂版テキストへの意見の反映等で不満が高まり、議事が何度も中断された。3月28日に名古屋までのロードマップが議論されたが、予算の関係上で「共同議長の友」会合や「地域グループ代表による小グループ」会合しか開催できないとする事務局に対して、各国は議論の透明性から全加盟国が参加できるオープン・エンド方式を主張し、紛糾した。最終的には我が国が資金の拠出を申し出て、追加会合を開催することで、カリでのABS-WG9は休会とし、後日再開されることとなった。なお、共同議長はCOP10の決議案も準備し、コンタクト・グループでの検討も開始されたが、主要論点に関する意見の隔たりが大きく、いずれの論点でもほとんど進展なく休会せざるを得なかった。ただ、議論を継続するという観点から、また、条約の下で新たな議定書を採択するためには締約国会議の6カ月前までに草案を回付するという規則に基づき、未完成ではあるものの現行の議定書案をCOP10での採択に付すために、締約国に回付することとなった。なお、ABS-WG9（コロンビア・カリ）の詳細は報告書（資料編（1）³）を参照されたい。

ABS-WG9の再開会合（ABS-WG9bis）は、2010年7月10～16日にモントリオールで開催された。従前と同じく、作業部会の前（7月8～9日）に共同議長による非公式協議も開催された。本再開会合では、最初からカリでの地域間交渉グループ（ING）方式を採用し、作業部会の共同議長がINGの共同議長を務め、カリでの議長テキストをベースに逐条ごとに議論が進められた。また、主要論点については適宜小グループが結成された。特に、「派生物」の扱いを「遺伝資源の利用」で代替しようと、遺伝資源の利用についての概念の共通化、定義案の作成に注力した。その他、「他条約との関係」では、CBDを中心に据えようとする途上国と、他条約の独立性・相互補完性を主張する先進国とで、対立の糸はほどけなかつた。また、適用範囲における議定書の遡及性、緊急事態における病原体等へのアクセス、遵守措置としてのモニタリング・チェックポイント・開示要件の扱い、公開され入手可能な（publicly available）な伝統的知識等で、途上国と先進国の意見の対立は解消されず、多数の留保を付した「名古屋議定書草案」を作成するにとどまった。このため、我が国政府は、さらに追加会合の開催を提案し、そのための財政的支援を申し出した。その結果、ABS-WG9

長、作田竜一室長、浅野義人係長、特許庁・国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部・安藤勝彦参事官、須藤学主査、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBAからは炭田及び斎崎。

² 地域間交渉グループ（ING、Interregional Negotiating Group）と呼ばれる交渉形式で、カルタヘナ議定書の条文交渉で採用された。地域間交渉グループは、国連分類による5つの地域グループから各5名ずつの代表を選出し、その他に、原住民・地域社会、市民社会、産業界、公的な研究グループから各2名の代表が参加できる。また、各地域代表は適宜交替して発言できる。この形式は、この後の交渉でも継続された。

³ 「生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書（カリ会合）」

は再度休会とし、9月にもう一度INGを開催し、相互理解の醸成と議論の継続を行うこととなった。このABS-WG9再開会合についても、その概要については報告書（資料編（2）⁴）を参照されたい。なお、追加会合（ING）は2010年9月18～21日にカナダ・モントリオールで開催され、我が国からも多数が出席した。個々の課題についての相互理解は深まったものの、交渉は膠着したままであった。こうして舞台を名古屋に移すことになった。

2. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）におけるABS-IRに関する国際交渉

COP10は2010年10月18日（月）から29日（金）まで愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で開催され、30日（土）の未明に47の決議を採択して閉会した。開催国である我が国の松本龍環境大臣が議長を務め、179の締約国、関連する国際機関、NGO等から1万3千人以上が参加し、参加者数の記録を更新した。我が国からも関係省庁（外務省、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）、愛知県、名古屋市等の関係者に加え、（社）日本経済団体連合会、日本製薬工業協会、（社）農林水産先端技術産業振興センター、（財）バイオインダストリー協会（JBA）等の関連団体、有識者、NGO等多数参加した⁵。また、10月27日（水）から29日（金）まで、我が国政府の主催による閣僚級会合が開催された。

名古屋におけるABS-IRに関する国際交渉の経緯を表1に記載する。ABS-IR交渉は、カルタヘナ議定書の第5回締約国会議（COP/MOP5）と併行して、10月13～16日の地域間交渉グループ（ING）会合から再開された。しかしながら、上述したように、途上国側は、先進国企業による遺伝資源のバイオパイラーが依然として行われており、利益配分が十分に担保されていないと繰り返して主張し、利益配分のための法的拘束力のあるABS-IRを強く要望し続けてきた。一方、先進国側は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多い中、提供国によるアクセス手続きの明確化を求めており、ABS-IRの交渉開始以来、この構図は変わらないままであった。名古屋では、COP10直前の準備会合からCOP10会期中まで、約3週間にわたり精力的に交渉が行われたが、ABS-IRの対象となる範囲や、利用国における遵守措置等の論点では、解決の糸口はつかめず、COP10最終日まで合意は得られなかった。

10月28日（木）のCOP10全体会合で、ABS非公式協議グループの進捗状況の報告を受けたCOP10議長（松本環境大臣）は、同日の24時までに非公式協議グループで合意された議定書案の提出を要請するとともに、合意に至らない場合には、名古屋議定書の議長案を翌朝に提示し、各地域グループとの協議に入ると発言した。結局、ABS非公式協議グループでは合意に至らず、我が国から議長提案を各国に提示し、全体会合に諮ることになった。10月29日（金）の全体会合では、EUから、名古屋議定書に関する決議をポスト2010年目標、資金動員戦略とパッケージにして採択するようにとの提案が行われたが、中米諸国（キューバ、ボリビア、ベネズエラ）がこれに反対

⁴ 「生物多様性条約第9回Ad hocアクセスと利益配分作業部会第二部報告書（モントリオール会合）」

⁵ COP10の出席者リストは、CBD事務局のウェブサイトから参照できる（<http://www.cbd.int/COP10-LoP.pdf>）

し、一時議事が中断された。最終的に、議長から、1つずつ個別に議論し合意を得た上で、最後に一括して採択することが提案され、議事は再開された。ABS名古屋議定書に対しては、中米諸国、ナミビア、中東欧を代表してウクライナから、それぞれ内容に不満が残るとの発言があり、こうした発言を議事録に記載することを条件に全会一致の採択は妨げないとした。その結果、10月30日(土)の午前1時半頃に、名古屋議定書は採択された。詳細については、COP10報告書(UNEP/CBD/COP/10/27)⁶を参照されたい。

表1 名古屋におけるABS-IRに関する国際交渉の経緯

月 日	ABS 交渉の経緯
10月13日(水)	地域間交渉グループ(ING)
～16日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・モントリオールにおけるINGの継続 ・主要論点(病原体、他の国際条約との関連、遺伝資源の利用、派生物、伝統的知識、遵守、利用国措置等)につき、小グループを設置し、議論を継続したが、相互理解は深まつたものの合意には至らなかった
10月16日(土)	ABS-WG9 再々開会合 <ul style="list-style-type: none"> ・COP10への報告書の確認
10月18日(月)	COP10 全体会合(第1回) <ul style="list-style-type: none"> ・ABS-WG 共同議長は非公式協議グループ(ICG、Informal Consultative Group)の設置と作業の継続を提案 ・COP10議長は10月22日(金)の全体会合で作業の進捗の報告を要請 ・ICG及び小グループで議論を継続するも大きな進捗は認められず
10月22日(金)	COP10 全体会合(第3回) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告 ・ICGでの交渉期限を10月25日(月)まで延長、週末も作業を継続
10月25日(月)、 26日(火)	COP10 全体会合(第4回、第5回) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告、作業継続の要請 ・COP10議長は、ICGでの交渉・作業完了の期限延長を承認、COP10議長は10月28日(木)までに作業を完了し、報告するように要請 ・主要論点の継続協議、前文の整理、組織的事項のクリアーテキスト化、法的観点からの整合性検討、決議案の検討にも着手 ・伝統的知識等で進捗はあったものの、主要論点に対する対立は解消されず、200弱の留保事項が残ったまま
10月28日(木)	COP10 全体会合(第6回) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の報告 ・COP10議長は本日(28日)の24時までにICGで合意された議定書案の提出を要請 ・合意できない場合、明朝に議長テキスト案を提示し、各地域グループ代表と協議に入ると宣言
10月29日(金)	COP10 全体会合(最終) <ul style="list-style-type: none"> ・比較的簡単な議題から決議の採択を開始 ・議事進行で紛糾するも、最終的に議長提案の議定書が採択

⁶ <http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-27-en.pdf>

3. ABS 名古屋議定書

3-1. ABS 主要論点の帰結

表2に名古屋議定書の条項を示すとともに、主要論点が名古屋議定書でどのように反映されたかを記載する。

表2 名古屋議定書の構成

前文	第18条 相互に合意する条件の遵守
第1条 目的	第19条 モデル契約条項
第2条 用語	第20条 行動規範、ガイドラインとベスト・プラクティス、標準
第3条 適用範囲	第21条 意識啓発
第4条 國際協定及び國際文書との関係	第22条 能力
第5条 公正かつ衡平な利益配分	第23条 技術移転、協同及び協力
第6条 遺伝資源へのアクセス	第24条 非締約国
第7条 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス	第25条 資金供与のメカニズム及び資金
第8条 特別な考慮事項	第26条 本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
第9条 保全及び持続可能な利用への貢献	第27条 補助機関
第10条 地球規模の多国間利益配分メカニズム	第28条 事務局
第11条 国境を越える協力	第29条 モニタリング及び報告
第12条 遺伝資源に関連する伝統的知識	第30条 本議定書の遵守を促進するための手続きとメカニズム
第13条 各国の政府窓口及び権限ある国内当局	第31条 評価及び再検討
第14条 アクセスと利益配分に関するクリアリング・ハウス及び情報の共有	第32条 署名
第15条 アクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第33条 効力発生
第16条 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第34条 留保
第17条 遺伝資源の利用のモニタリング	第35条 脱退
	第36条 正文
	附属書 金銭的及び非金銭的利益

(1) 適用範囲（第3条、第4条）

議定書の適用範囲は、CBD 第15条の範囲内の遺伝資源とその利用から生じる利益、及び、CBD の範囲内の遺伝資源に関連する伝統的知識とその知識の利用から生じる利益に対して適用されることとなった。従来から議論の対象となっていた「包含 (inclusion)」や「除外 (exclusion)」に関する記載はなく、常識的なところに落ち着いた。また、第4条で、他の国際的な協定・文書との関係に触れているが、途上国が主張していた CBD 中心主義ではなく、議定書は、関連する国際文書と相互補完的に (mutually supportive) 実施されるとの記載となった。

他の重要な論点として、議定書が遡及適用されるかどうかがあった。途上国側、特にアフリカ諸

国は、CBD 発効以前に取得・移動された遺伝資源についても、議定書を遡及適用し、利益配分すべきと主張しており、これは大航海時代に略奪された生物遺伝資源の利用に対する道義的責任であるとまで発言していた。これに対して、先進国側は、国際条約の慣例に従って、利益配分の対象は議定書が発効されて以降の利用に限定されるべきとの主張を行っていた。また、ノルウェーは、両者の妥協案として、遺伝資源の継続的または新規利用についての利益配分を「奨励する」としてはどうかとの提案を行った。最終的に採択された議定書では、遡及適用に関する記載は一切なく、条約法に関するウィーン条約に基づき、名古屋議定書が遡及適用されることはないと考えられる。なお、アフリカ諸国が会期中の閣僚級会合で提案した「地球規模の多数国間利益配分メカニズム（a global multilateral benefit-sharing mechanism）」（遺伝資源やそれと関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、あるいは、事前情報に基づく同意（PIC）を付与・取得できない場合には、その利用から生じる利益をプールして、生物多様性の保全と持続可能な利用をグローバルに支援する仕組み）が議定書第 10 条として記載された。このメカニズムの必要性と様態については今後の検討に委ねることとなった。

（2）派生物（第 2 条）

ABS-IR の最大の論点の 1 つが派生物（derivative）及び製品（product）の扱いであった。この問題は CBD 発効時から議論されており、提供国側は最大限の利益を確保するために範囲をできるだけ広げようとしたし、一方、利用国側はできるだけ狭めようとしていた。ボン・ガイドラインでは、「遺伝資源の商業的利用及び他の利用、それらの派生物及び製品から生じる利益の配分」は相互に合意する条件（MAT）で決定すると記載されている。CBD では派生物についての言及はないが、「遺伝資源の利用から生じる利益」（benefit arising from utilization of genetic resources）との文言があることから、途上国側は、このフレーズを引用し、利益の多くは派生物から生じており、派生物も ABS の対象とすべき（派生物＝遺伝資源の利用）と主張していた。一方、先進国側は、CBD の規定どおり、ABS の対象は遺伝資源であり、ボン・ガイドラインに記載のとおり、派生物は MAT（契約）で扱うべきとしていた。交渉では、遺伝資源の利用に関する共通の理解を探ってきたが、最終的な合意には至らなかった。

採択された議長提案では、議定書第 2 条「用語」のところで、「遺伝資源の利用」と「派生物」を以下のとおり定義したが、派生物に関する記載は他の条文には認められず、すべて削除された。

- ・ 遺伝資源の利用：条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう
- ・ 派生物：生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む

（3）遵守措置及びチェックポイント（第 16 条、第 17 条）

遵守措置は途上国側から強く求められていた論点で、遺伝資源が提供国から違法的に持ち出された場合の対応措置として、利用国で知的財産審査機関、製品許認可機関、公的資金補助の対象とな

る研究所、研究成果の発表といったところをチェックポイントとして指定し、遺伝資源提供国の国内法の遵守、契約の遵守をモニターすべきと主張していた。これに対して、先進国側は利用国における遵守措置は約束するものの、提供国側のアクセス促進措置（各国法制度の法的確実性・透明性、一定期間内でのアクセス許可承認など）とのバランスで遵守措置を行うとし、また、自国の国内法の範囲内での柔軟な対応を主張し、チェックポイントの例示には強く反対していた。

採択された議長案では、遺伝資源の利用をモニターし、透明性を高める措置として1つ以上のチェックポイントを指定し、必要な措置をとることになったが、チェックポイントの具体的な例示は削除された。さらに、第16条で記載されているように、「適切で効果的かつ釣合いのとれた」「立法上、行政上又は政策上」の措置を「適宜」とるとなっており、利用国側の裁量を認めている。また、国際的に認められた遵守証明書（internationally recognized certificate of compliance）を発給し、PICを適切に取得し、MATが設定されたことの証拠として利用することとなった。この証明書には、機密情報でないことを条件に、発給当局、発給日、提供者、利用者、対象とする遺伝資源、PIC取得の確認、MAT設定の確認、利用目的（商業的または非商業的）が記載される。

（4）特別の考慮事項（第8条）

インフルエンザ等の病原体、公衆衛生上の緊急事態にどう対処するか、議定書の適用範囲から除外するかどうかは、他の国際条約との関連（例えば、世界保健機関で「パンデミック・インフルエンザ対策：インフルエンザ・ウイルスの共有とワクチンその他利益へのアクセス」が議論中）からも論点の1つとなっていた。また、非商業目的での研究利用における遺伝資源へのアクセスでは、基本的なアクセスルールを遵守すべきものの、研究を促進するための簡素化された手続きが望まれていた。この点について、会期中にも交渉が継続され、共通の理解は釀成されたものの、全体での合意には至らなかった。

採択された議長案では、第8条で、以下のとおり、生物多様性の保全やその持続可能な利用に資する研究のために簡素化されたアクセス手続を定めたり、ヒト、動植物の健康に脅威や損害を与える緊急事態での特別な考慮を払うことができると記載された。

- (a) 特に開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励するような条件を整える。それには、研究の意図の変更に対処する必要性を考慮した上で、非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡素化された措置を含む。
- (b) 国内又は国際的に定められる現在の又は急迫した緊急事態であって、ヒト、動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う。締約国は、遺伝資源への迅速なアクセスの必要性及び当該遺伝資源の利用から生じる利益の迅速で公正かつ衡平な配分（特に開発途上国において、必要とする人々への安価な治療へのアクセスを含む）の必要性を考慮することができる。
- (c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食料の安全保障に果たす特別な役割に考慮する。

(5) 伝統的知識（第5条、第7条、第12条、第16条）

遺伝資源に関する伝統的知識に関しては、CBDでは利益配分を「奨励する」となっているが、これを遺伝資源と同様の扱いにするか、原住民・地域社会の関与をどうするかとともに、公知となった（publicly available）伝統的知識も利益配分の対象とするか（インド、中国等が主張）が論点となっていた。採択された議長案では、遺伝資源に関する伝統的知識についても、各国の国内法に従うことを前提に、遺伝資源と同様、PICを取得し（第6条2）、MATによって利益を配分する（第5条5）ための措置をとることが規定された。なお、公知となった伝統的知識の扱いについての記載は削除された。また、第16条で「遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法または規制要件の遵守」が「遺伝資源へのアクセスと利益配分」の場合（第15条）と同じように規定されているが、この伝統的知識についての遵守措置の実施に関しては、世界知的所有権機関（WIPO）等の関連機関での議論の進展に照らして、議定書第31条に基づき評価する旨がCOP10の決議に記載された。

3-2. 名古屋議定書に対する評価

今回のCOP10で採択された名古屋議定書は、我が国が中心となり議長案として取りまとめたものであることから、概ね先進国側の立場を反映した内容となっている。しかしながら、途上国側の立場にも配慮したことから、遺伝資源の利用、派生物といった用語を定義しており、また、遺伝資源の利用をモニターすることが利用国側の措置として規定されており、今後、我が国が議定書を批准するためには、国内での担保措置を検討・整備することが必要となってくる。この点に関して、COP10直後の記者会見で、環境大臣から新法の制定を検討するとの発言も出ている。我が国は、2000年1月にCBDの下で、遺伝子組換え生物の取扱いに関する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択（2003年9月発効）された際、これを批准するために、非常に厳しい国内担保法を制定したことがある。名古屋議定書を担保する国内法が制定されるとすれば、科学技術の推進、バイオ産業の発展に負の影響がないように、バランスの取れた措置とすることが肝要であろう。一方、遺伝資源の提供国である途上国も、アクセスに関する国内法の整備が要求されることになるが、現状からすると、法整備が追いつかないことが予想される。したがって、我が国の途上国支援の一環として、提供国の国内法整備に向けた協力も重要な責務となろう。なお、COP10で採択された「ポスト2010年目標」（別名、愛知目標）では、20の目標が合意されたが、その1つで「2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される」（目標16）としていることにも留意しておきたい。

名古屋議定書では、「遺伝資源の利用」を定義するに当たり、「遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為」とし、また、「派生物」は「生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物」と定義した。これにより天然に存在する化合物を基に化学修飾を施した合成化合物、遺伝情報等は派生物とみなされないと考えられる。しかしながら、これらの定義を別にして、遺伝資源及びそれに関する伝統的知識の利用から生じる利益は相互に合意する条件により配分されることが再確認された意義は大きく、ボン・ガイドラインでも派生物に関する利益配分は相互に合意する条件で行うことが規定されていた

ことからすると、PIC、MAT を含め、契約がますます重要となると思われる。

4. サイドイベント（我が国の ABSへの取組）

ABS国際交渉と並行して、COP10期間中の10月19日（火）のランチタイムに、経済産業省によるサイドイベントが開催され、JBAも(独)製品評価技術基盤機構(NITE)とともに協力した。「アクセスと利益配分：日本の経験（Japan's Experience of Access and Benefit-Sharing）」と題したサイドイベントには、海外からの会議参加者を中心に約70名が参加した。

サイドイベントは、まず、JBAから、我が国におけるCBD/ABSの実施措置、特に、我が国利用者向けの「遺伝資源へのアクセス手引」の作成、JICA((独)国際協力機構)バイオインダストリー集団研修の概要を紹介した。ついで、NITEから、CBD/ABSの原則に基づく、アジア諸国（インドネシア、ベトナム、モンゴル、ブルネイ等）との新規有用微生物探索プロジェクトの概要が紹介された。これを受け、実際にNITEプロジェクトに参画したインドネシア(Yantyati Widyastuti女史：インドネシア科学研究所)、モンゴル(Tsetseg Baljinova女史：モンゴル科学院)の研究者に、それぞれ相手国（資源提供国）側から見たプロジェクトの成果を発表してもらった。これにより、本プロジェクトが資源提供国と資源利用国の双方に資するWin-Winの関係構築に貢献したことを聴衆によく伝えることができた。なお、本サイドイベントの様子は、フランスの科学雑誌「シエンス・エ・アvenir(Sciences et Avenir)」（「科学と未来」の意）のオンライン版に取りあげられ、日本の成功例として紹介された。

また、名古屋国際会議場に隣接する白鳥公園での「生物多様性交流フェア」にブース出展し、NITE及びJBAの取組みをパネルで紹介するとともに、関連資料を配布した。



サイドイベント

左：イベント案内

下：イベント会場風景



⁷ 記事は、下記 URL 参照。（2011年3月9日アクセス）

<http://www.sciencesetavenir.fr/actualite/nature-environnement/20101021.OBS1624/en-direct-de-nagoya-partage-des-ressources-l-exemple-japonais.html>

おわりに—COP11に向けて—

COP10 では土壇場で「名古屋議定書」が採択され、その内容は我が国等の主張に沿ったものとなつた。その背景には、国連による国際環境条約に対する各国の危機感があつたとされている。2009 年 12 月にコペンハーゲンで開催された気候変動に関する枠組み条約の COP15 では、「京都議定書」の更新をはじめとして何ら決定することができなかつた。このため、2010 年 9 月の国連総会では、CBD/COP10 がこれに引き続き失敗に終われば、国連主導による国際条約は機能しないことになるとの危機感を各国首脳が共有したといふ。COP10 の閣僚級会合でも同様の懸念が表れており、このことが、名古屋議定書の内容に不満はあるものの採択は妨げないという途上国の発言につながつたといえる。我が国は、結果的に、議長国としての面目を保つたといえる。

しかしながら、名古屋議定書では途上国にも一定の配慮を示しており、曖昧な表現のため各国による解釈に幅が出てくることが予想される。また、多国間利益配分メカニズム等の今後の課題が含まれている。2011 年 2 月 2 日から、国連本部において名古屋議定書の署名が始まつており、当日にコロンビア、ブラジル、イエメン、アルジェリアの 4 カ国が、続いて、メキシコ、ルワンダが議定書に署名を行つた⁸。名古屋議定書は、「50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる」(第 33 条) こととなっている。

COP10 では、名古屋議定書の締約国会議 (COP1/MOP) のための政府間委員会が設置され、2012 年 10 月にインドで開催される COP11 までに、2 回の会合が予定されている。2011 年 6 月に開催予定の第 1 回委員会では、ABS クリアリング・ハウス (第 14 条)、能力構築 (第 22 条)、意識啓発 (第 21 条)、遵守促進の手続きとメカニズム (第 30 条) が議論されることになっている。また、2012 年 4 月に予定されている第 2 回委員会では、議定書発効後の予算、資金供与メカニズム (第 25 条)、資金動員ガイダンス、COP/MOP の規則・議題 (第 26 条)、多国間利益配分メカニズム、その他が議題にあがつてゐる。このように、名古屋議定書で ABS 問題が解決したわけではなく、新たなスタートラインに立つたということを強調しておきたい。



COP10 会場



10 月 29 日全体会合

⁸ 2011 年 3 月 7 日現在。